

商品名等 (電気用品名等)	こたつコードの扱いについて
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>「電気こたつ」の輸入を計画しております、「電気こたつ」に同梱する「コードセット」に様々な形態のものを検討しております。</p> <p>同梱する「コードセット」は、「電気用品の取扱いについて（内規）」（平成16年3月22日原子力安全保安院長）に記載されている「電源コードセット」の取扱いが適用されると考えてよいか。</p> <p>内規が適用されない場合は、次の事例の「コードセット」の取扱いをご教示下さい。</p> <p>例1：「差込みプラグ+袋打ちコード（又は丸打ちコード）+中間スイッチ+器具用差込みプラグ」で構成。</p> <p>例2：「差込みプラグ+コード+出力電力制御機能付中間スイッチ+器具用差込みプラグ」で構成。出力電力制御機能とは、こたつの温度に関係なく、トライアックを位相又は通電率制御することにより電力制御する。</p> <p>例3：「差込みプラグ+コード+電子コントローラ+器具用差込みプラグ」で構成。電子コントローラとは、こたつユニット内のサーミスタによりこたつ内温度を検知して、コントローラでこたつ内温度を制御する。</p> <p>例4：「差込みプラグ+コード+電子コントローラ+器具用差込みプラグ」で構成。電子コントローラとは、こたつユニット内にトライアック及び温度を検知用サーミスタを有し、コントローラ部のボリュームを調整することによりこたつ内温度を制御する。</p> <p>○構造、仕様、意匠</p> <p>定 格：100V、600W、50-60Hz</p> <p>○主な使用者、販売先</p> <p>一般家庭用</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>例1は、「電気こたつ」に同梱される「コードセット」は「電気こたつ」の「部分品」として取り扱う。</p> <p>例2は、トライアックを位相又は通電率制御することにより供給電力制御するものであることから、「調光器」として取り扱う。</p> <p>例3及び4は、「こたつ」と「電子コントローラ」は一体不可分の状態であることから、「コードセット」は「電気こたつ」の「部分品」として取り扱う。</p>	

(理由)

「電気用品の取扱いについて(内規)」に定められている電源コードセットは、電線(コード、キャブタイヤケーブル等)の両端に差込み接続器(差込みプラグ、器具用差込みプラグ等)を組み合わせたものであり、当該、例1～4の「コードセット」は、中間スイッチ等を用いていることから、「電気用品の取扱いについて(内規)」の「電源コードセット」には該当しない。

例1は、他の製品にも使用可能な汎用性があることから、「差込みプラグ」「電線」「中間スイッチ」及び「器具用差込みプラグ」は、それぞれ<PS>E等の表示を必要とするが、袋打ちコード等を使用してこたつ専用として製造されているものであることから、同梱したこたつ以外では使用できない旨を取扱説明書に記載することにより組み合わせが限定できる場合には、「電気こたつ」の「部分品」として取り扱うことが妥当と判断する。

例2は、トライアックを位相又は通電率制御することにより、供給(出力)電力を制御するものであることから、総体を「調光器」として取り扱うことが妥当と判断する。

例3及び4は、こたつユニット内のサーミスタでこたつ内の温度を検知し、サーミスタからの信号をコントローラに送り、コントローラでこたつ内のトライアックを制御して、こたつ内温度を制御するものなので「こたつ」と「電子コントローラ」は一体不可分の状態であることから、「コードセット」は「電気こたつ」の「部分品(電気機器に組み込まれるものをいう。)」として取り扱うことが妥当と判断する。